

川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の元気回復及び福利厚生を図るため、川崎市職員厚生会（以下「厚生会」という。）が行う事業が適切かつ効果的に実施されるよう、川崎市が厚生会に対し予算の範囲内において川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の交付対象)

第2条 この補助金の交付対象は、厚生会が実施する事業等のうち、次に掲げる事業等に係る経費とする。

(1) 文化体育事業

(交付の申請)

第3条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、厚生会から補助金の交付申請があったときは、申請内容を審査の上、交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、概算払にて交付するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金交付指令書（第2号様式）により厚生会に通知するものとする。

(市内中小企業者への優先発注)

第5条 厚生会は、補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第5条第2項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(交付時期)

第6条 市長は、この補助金の交付にあたり、交付の決定をした会計年度中に数回に分割して交付することができるものとする。

(実績報告)

第7条 厚生会は、補助金の交付決定を受けた年度内に、実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 補助事業等に係る収支計算書又はこれに代わる書類

(3) 発注実績報告書(第4号様式)

(4) 入札(見積り)が行えないことに関する理由書(第5号様式)

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第5条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 厚生会は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第6号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に地域区分が市内かつ企業規模が中小として掲載されている者、又は厚生会に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 入札(見積り)が行えないことに関する理由書については、第5条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、厚生会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金に残額が生じたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月15日から施行し、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年6月30日から施行し、平成17年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

第1号様式

番 号
年 月 日

川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金交付申請書

(宛先) 川崎市長

川崎市職員厚生会
会長名 印

関係書類を添えて次のとおり申請いたします。

補助金申請額 _____ 円

第2号様式

川崎市指令総職第 号

所 在 地
川崎市職員厚生会
会 長 名

年 月 日付け 番 号で申請のあった川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金については、川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長 印

(交付条件)

第3号様式

番 号
年 月 日

川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金実績報告書

(宛先) 川崎市長

川崎市職員厚生会
会長名 印

関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

1 交付を受けた補助金の額

_____ 円

2 支出した補助金の額

_____ 円

3 残額 (1 - 2)

_____ 円

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

 企業・団体名 _____
 代表者 職名 _____
 氏名 _____ 印

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金交付要綱第7条3項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金交付要綱第5条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名 ●●●●

補助事業者の代表者名 ●●●●

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

印

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）